

議案第41号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月10日

三朝町長 松浦 弘幸

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(22) 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(22) 略 (23) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）</u> 1枚につき800円
<u>(23)</u> 略	<u>(24)</u> 略
<u>(24)</u> 略	<u>(25)</u> 略
<u>(25)</u> 略	<u>(26)</u> 略
<u>(26)</u> 略	<u>(27)</u> 略
<u>(27)</u> 略	<u>(28)</u> 略
<u>(28)</u> 略	<u>(29)</u> 略
<u>(29)</u> 略	<u>(30)</u> 略
<u>(30)</u> 略	<u>(31)</u> 略
<u>(31)</u> 略	<u>(32)</u> 略
<u>(32)</u> 略	<u>(33)</u> 略

(33) 略
(34) 略
(35) 略
(36) 略
(37) 略
(38) 略
(39) 略
(40) 略
(41) 略
(42) 略
2 略

(34) 略
(35) 略
(36) 略
(37) 略
(38) 略
(39) 略
(40) 略
(41) 略
(42) 略
(43) 略
2 略

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。